

旭川市いじめ防止推進月間における取組について

1 旭川市いじめ防止推進月間について

旭川市いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守り、地域社会全体でいじめの防止等の取組を推進するため、10月を「いじめ防止推進月間」と位置付け、児童生徒をはじめ、家庭、学校、関係団体、市民等の連携と協働により、いじめ防止に関する市民意識の醸成を図ることができるよう集中的な広報・啓発活動を実施する。

2 令和6年度「旭川市いじめ防止推進月間」関連事業

(1) いじめ防止市民フォーラム

ア 日時 令和6年10月27日（日）14時から16時まで

イ 会場 旭川市大雪クリスタルホール 国際会議場2階 レセプション室
(神楽3条7丁目1-45)

ウ 内容（予定）

・講演「いじめ防止のために地域の大人ができること」（仮）

講師：谷山 大三郎 氏（スタンドバイ株式会社 代表取締役）

・発表「生徒が自ら考え実践するいじめ防止の取組」（仮）

発表者：旭川市立東光中学校生徒会役員

エ 定員 60名

(2) いじめ防止に関する出前授業

ア 期間 令和6年10月中の2週間

イ 対象 出前授業の実施を希望する市立小・中学校の小学校第5学年から中学校第3学年の児童生徒

ウ 内容 講師が学校に出向き、市が実施する「チャットによるいじめ相談」の説明をするとともに、いじめの傍観者にならないことなどのいじめに関する意識啓発を図る講話を行う。

エ 講師 スタンドバイ株式会社（チャットによるいじめ相談業務受託事業者）

3 全市的な取組の推進

庁内各部局や市立学校のほか、旭川市いじめ防止等連絡協議会の構成機関等の関係機関が実施する取組を「旭川市いじめ防止推進月間」の連携事業として位置付け、全市的な取組の推進を図るものとする。